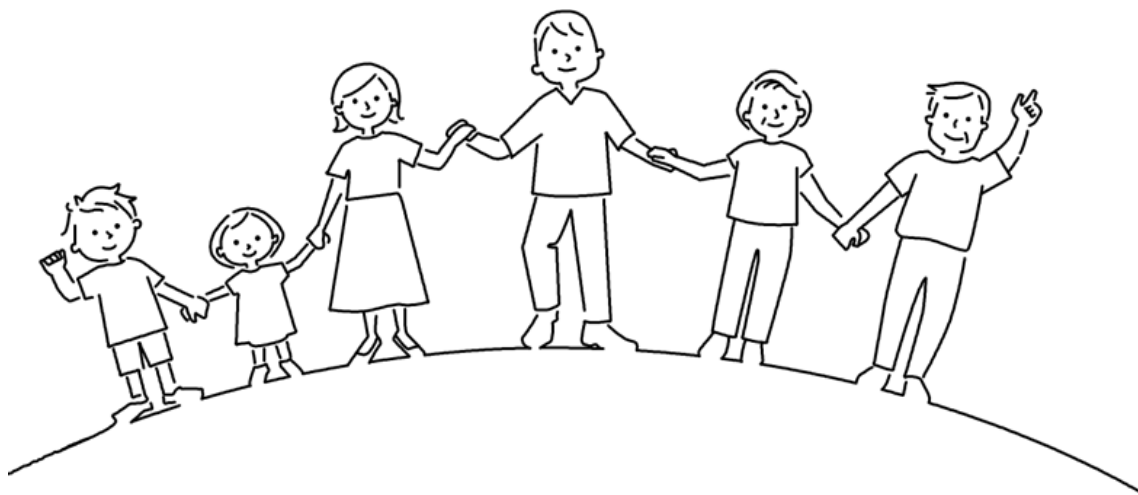




倉敷市 町内会等相談窓口ガイド



令和7年6月

市民活動推進課

目 次

1. 町内会・自治会について

地域集会所設置費補助金	1
校区集会所設置費補助金	2
校区集会所管理費等補助金	3
コミュニティ協議会（補助金）	4
一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成	5
認可地縁団体（町内会等の名義による不動産登記）	6

2. 活動団体について

子ども会（倉敷市子ども会連合会）	7
婦人協議会（倉敷市婦人協議会）	8
民生委員・児童委員	9
愛育委員	10
栄養委員（栄養改善協議会）	11
農業土木委員	12

3. 防犯・防災・交通安全について

自主防災組織への支援	13
地域安全活動支援事業補助金	14
交通安全母の会・交通安全対策協議会	15
防犯カメラ設置助成事業補助金	16

4. 生活環境について

地域防犯灯設置費補助金制度	17
公園愛護会	18
用水管理組合	19
空家等対策	20

住宅の耐震診断・耐震改修（補助金）	21
危険なブロック塀の撤去（補助金）	22

5. 環境衛生について

ごみステーション整備等補助金	23
町内会の一斉清掃	24
ごみ減量化協力団体報奨金	25
アダプト・プログラム（ボランティア清掃）	26

6. 高齢者福祉について

老人クラブ助成費補助金	27
認知症に関する相談窓口	28
安心おかえりシール交付事業	30
認知症GPS端末購入費等補助金交付事業	31
認知症カフェ運営助成金	32
認知症カフェ登録事業	33
認知症サポーター養成講座	34

7. その他

「広報くらしき」の配布	35
行政相談委員（行政相談）	36
弁護士による一般法律相談	37
固定資産税・都市計画税の減免	38
出前講座	39

1 町内会・自治会について

○地域集会所設置費補助金

【概要】

住民自治組織（町内会、自治会等）が、集会所を設置する場合等に補助を行います。

補助区分	補助内容	補助限度額
新築・増築・改築	基準工事費又は工事实費のうち、いずれか低い額で、補助対象経費の50%	800万円
建物取得	建物取得実費、基準工事費又は現在価格のうち、いずれか低い額で、補助対象経費の50%	
大修繕	補助対象となる工事費から20万円を差し引いた額の50%	
冷暖房設備等の設置	補助対象経費の50%	100万円
公共下水道への接続工事	補助対象経費の50% ※1回のみ（既存施設への接続の場合）	50万円

【対象者・要件】

自治組織が建設・取得等を行う集会所で、かつ、当該自治組織によって維持管理されるもの。

【備考】

- 補助金の交付を受けた集会所は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間を経過するまでは補助の対象となりません。
- 冷暖房設備等の設置に係る補助金は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して冷暖房設備（ダクトを使用する大型のもの）は15年間、それ以外の冷暖房機器は10年間を経過するまでは補助の対象となりません。
- 公共下水道への接続工事に係る補助金は、1集会所につき1回限り。
- 外構工事、備品、用地取得費等は補助対象外です。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
市民活動推進課	086-426-3107

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 町内会・自治会助成	検索
-----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

1 町内会・自治会について

○校区集会所設置費補助金

【概要】

コミュニティ協議会が、集会所を設置する場合等に補助を行います。

補助区分	補助内容		補助限度額
新築・増築・改築、取得（小学校区の世帯数が1,500世帯以下の場合）	基準工事費または工事費のうちいずれか低い額で補助対象経費の70%	木造	2,100万円
		軽量鉄骨プレハブ造、鉄骨造等	2,400万円
新築・増築・改築、取得（小学校区の世帯数が1,500世帯を超える場合）	補助対象となる工事費から20万円を差し引いた額の50%	木造	2,900万円
		軽量鉄骨プレハブ造、鉄骨造等	3,500万円
大修繕	補助対象経費の70%（1集会所について2回目以降の補助は、補助対象経費の50%）		800万円
冷暖房設備等の設置	補助対象経費の70%※1回のみ（既存施設への接続の場合）		140万円
公共下水道への接続工事			70万円

【対象者・要件】

コミュニティ協議会により建設・取得、又は設置・運営されている集会所。

【備考】

- 冷暖房設備等の設置に係る補助金は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して冷暖房設備（ダクトを使用する大型のものは15年間、それ以外の冷暖房機器は10年間を経過するまでは補助の対象となりません。
- 公共下水道への接続工事に係る補助金は、1集会所につき1回限り。
- 補助金の交付を受けた集会所は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間を経過するまでは補助の対象となりません。
- 外構工事、備品、用地取得費等は補助対象外です。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
市民活動推進課	086-426-3107

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 町内会・自治会助成	検索
-----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

○校区集会所管理費等補助金

【概要】

コミュニティ協議会が保有する集会所を管理するとき、又はコミュニティ協議会が集会所を保有しない場合に他の施設を一時使用するとき、コミュニティ協議会に対し、電気料等の経費を補助します。

補助区分	補助内容	補助限度額	
集会所を 保有する場合	電気料、上下水道料、 ガス代、浄化槽等維持 管理費、借地料、借家 料、火災保険料及び自 然災害に係る保険料	1, 500世帯以下	年額18万円まで
		1, 500世帯以上	年額36万円まで
集会所を 保有しない場合	施設使用料、 臨時に借り上げた 駐車場使用料	—	使用1回につき 15,000円を限度 (年額18万円まで)

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
市民活動推進課	086-426-3107

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 集会所などの管理	検索
----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



1 町内会・自治会について

○コミュニティ協議会（補助金）

【概要】

地域住民相互のふれあいと連帯感を深め、地域の課題解決をはかるため、コミュニティ協議会の年間活動経費の50%以内で、世帯割区分補助と課題解決区分の合算額の補助を行います。

補助区分	補助内容
世帯割区分	お祭りや運動会、広報紙発行など地域全体に向けた事業や、会議費など協議会の運営に必要な事務経費が対象 1,000世帯から500世帯増すごとに5万円増額し65万円（6,000世帯を超える）を限度額とする
課題解決区分	防災や環境美化、三世代交流や健康づくりなど地域課題を解決するための事業経費が対象 地域の課題解決に係る年間活動対象経費の50%以内とし60万円を限度

【対象者・要件】

概ね小学校区を単位にコミュニティ活動及びコミュニティ意識の高揚を目的として組織された住民自治組織。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
市民活動推進課	086-426-3107

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > コミュニティづくり	検索
-----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



1 町内会・自治会について

○一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成

【概要】

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行う事業です。地域のコミュニティ活動の充実・強化、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上のため、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行います。

対象になる団体・条件	助成事業の名称	給付・補助などの内容
町内会・自治会等がコミュニティ活動に直接必要な設備の整備（例：御輿、太鼓、山車、テント等）を行う場合	一般コミュニティ助成事業	対象事業費の全額（１００万円から２５０万円まで（１００万円以上で１０万円単位））
町内会・自治会等が、集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）を建設整備する場合	コミュニティセンター助成事業	対象事業費の５分の３以内に相当する額（２，０００万円を上限（１０万円単位））
町内会・自治会等が青少年の健全育成のため、主として親子で参加する事業（スポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティ活動のイベント等）を実施する場合 ※事業内容については事前にご相談ください	青少年健全育成助成事業	対象事業費の全額（３０万円から１００万円まで（１０万円単位））

【備考】

この助成は、市から岡山県を通じて一般財団法人自治総合センターに申請し、同センターが助成の可否を決定します。

※必ず助成されるものではありません。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
市民活動推進課	０８６－４２６－３１０７

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 自治総合センター助成	検索
------------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

1 町内会・自治会について

○認可地縁団体（町内会等の名義による不動産登記）

【概要】

町内会等が一定の要件を満たす場合に、市町村の認可を受けて法人格を取得し、団体名で不動産登記をできるようにするものです。（この市町村から認可を受け、法人となった町内会等を「認可地縁団体」といいます。）

【対象者・要件】

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。（要件あり）

【備考】

申請にあたり新規約、区域図、構成員名簿（個人単位）等の作成が必要となります。必ず事前に市民活動推進課にご相談ください。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
市民活動推進課	086-426-3107

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 認可地縁団体	検索
--------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

○認可地縁団体とは・・・

町内会や自治会等の団体が、市町村の認可を受けることで法人格（法律上の権利）を持てる制度です。法人格を持つことで、町内会等の名義で土地や建物の登記が可能です。

（※地方自治法などの法律や町内会・自治会等の規約に基づく運営を行う必要があります）

【認可までの流れ】



2. 活動団体について

○子ども会（倉敷市子ども会連合会）

【概要】

倉敷市子ども会連合会は、市内の子ども会、学区及び地区連合体の充実発展を図り、子どもの健全育成に資することを目的として活動しています。

【対象者・要件】

倉敷市子ども会連合会に属する子ども会団体が対象です。倉敷市子ども会連合会に属するには、安全共済会への加入が必要です。

【備考】

倉敷市子ども会連合会に加入している既存の子ども会に加入する場合は、各子ども会の代表者へお問い合わせください。新たに倉敷市子ども会連合会に加入を検討されている子ども会団体は、下記の各地区の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
（倉敷市子ども会連合会について） ライフパーク倉敷市民学習センター	086-454-0011
（倉敷地区の子ども会について） 倉敷公民館	086-423-2135
（児島地区の子ども会について） 児島公民館	086-472-7423
（玉島地区の子ども会について） 玉島公民館	086-526-7625
（水島地区の子ども会について） 水島公民館	086-444-2541



2. 活動団体について

○婦人協議会（倉敷市婦人協議会）

【概要】

昭和42年に設立された「倉敷市婦人協議会」は、各地区の婦人協議会から構成されています。「はばたけ未来に！広げよう女性の輪を！」を合言葉に、自主的な運営を行う団体として、福祉や文化・環境保全活動等、豊かな地域社会を実現するための活動を行っています。

※主な活動内容：

くらしき女性まつりの開催、婦人学級事業の運営、人権教育を推進する事業の運営

【対象者・要件】

倉敷市婦人協議会への参加要件：地区婦人協議会に加入している学区婦人協議会であること。

※令和7年度加入状況

倉敷地区婦人協議会（3学区）、児島地区婦人協議会（6学区）、真備地区婦人協議会（2学区）

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
（倉敷市婦人協議会について） ライフパーク倉敷市民学習センター	086-454-0011
（倉敷婦人協議会について） 倉敷公民館	086-423-2135
（児島婦人協議会について） 児島公民館	086-472-7423
（真備婦人協議会について） 玉島公民館	086-526-7625



2. 活動団体について

○民生委員・児童委員

【概要】

民生委員は社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力する等、社会福祉の増進を図っています。民生委員は児童委員を兼ねています。その中でも、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員は主任児童委員と呼ばれ各地区で活動しています。

【対象者・要件】

民生委員・児童委員は、市に設置された民生委員推薦会から社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した者が推薦され、同じく市に設置された社会福祉審議会の意見を聞いた後、厚生労働大臣から委嘱される「非常勤の地方公務員」です。

【備考】

民生委員・児童委員はボランティアであり、給与は支給されません。

任期は3年、再任も可能です。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
福祉援護課	086-426-3321
児島支所福祉課	086-473-1119
玉島支所福祉課	086-522-8118
水島支所福祉課	086-446-1114
真備支所真備保健福祉課	086-698-5114

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 民生委員 児童委員	検索
-----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

2. 活動団体について

○愛育委員

【概要】

愛育委員とは、健康で明るい地域社会をつくるため、赤ちゃんから高齢者までの生涯にわたる健康づくりを推進する健康ボランティアです。

主な活動として、くらしき健幸プランの推進、独り暮らし高齢者等への声かけや見守り、健康展やウォーキング大会の開催、子育て支援などを行っています。

また、健康診査など行政が行う健康づくり事業の普及啓発を共に行っています。

【対象者・要件】

地域にお住まいの方であれば、要件は特にありません。

【備考】

愛育委員会はおおむね学区単位で組織され、選出方法は組織ごとに異なります。

愛育委員はボランティア保険に加入し、活動しています。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
倉敷保健推進室	086-434-9822
児島保健推進室	086-473-4371
玉島保健推進室	086-522-8113
水島保健推進室	086-446-1115
真備保健推進室	086-698-5111
健康づくり課	086-434-9868

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 愛育委員	検索
------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

2. 活動団体について

○栄養委員（栄養改善協議会）

【概要】

栄養委員とは、地域で食を通じた健康づくりを推進するボランティアです。

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、市民の方々にバランスのとれた食事や正しい食生活の普及啓発を通して食育を推進しています。

主な活動は、栄養教室伝達講習会・親子料理教室・男性料理教室・食育栄養まつりなどです。

【対象者・要件】

市が主催する、栄養委員養成講座である栄養教室（6回／年）に5回以上出席することで修了となり、栄養委員となります。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
健康づくり課	086-434-9868

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 栄養委員	検索
------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



2. 活動団体について

○農業土木委員

【概要】

農業土木委員（任期３年）は、農業土木業務及び水利の運営並びに農業用施設の円滑な維持等を図るため、以下の業務を主に行っております。

- ・各地区の農業用施設の維持補修及び改良工事等の要望の取りまとめ、市への要望
- ・農業用水の取入れ、配分及び排水等の水利調整
- ・農業用水路やため池等の農業施設の清掃や草刈りといった維持管理に係る地元調整、指揮、指導
- ・農業用施設の境界の立会及び意見具申

【対象者・要件】

農業土木委員推薦会（町内会等により構成）から以下の要件を満たす方の推薦により農業土木委員を委嘱しています。要件は次のとおりです。

- 1 就任時満75歳未満であること（ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない）
- 2 10アール以上の農地を耕作していること（ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない）
- 3 以下各号に該当しないこと
 - （1）建設業者（法人である場合は、その役員である者を含む）
 - （2）宅地建物取引業者（法人である場合は、その役員である者を含む）
 - （3）配偶者、一親等の親族又は同居の親族が前2号のいずれかに該当する者
 - （4）暴力団員

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
耕地水路課	086-426-3441
児島支所産業課	086-473-1115
玉島支所産業課	086-522-8114
水島支所産業課	086-446-1113
庄支所産業建設係	086-462-1212
茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
船穂支所産業係	086-552-5110
真備支所産業課	086-698-8114

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 農業土木委員

検索



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

3. 防犯・防災・交通安全について

○自主防災組織への支援

【概要】

自主防災組織とは、災害が発生したとき等、「いざ」というときに助け合うため、日頃から町内や地域で防災活動に取り組む組織です。倉敷市では、自主防災組織の結成促進のため、出前講座を実施しています。また、組織結成時などに防災資機材の提供や、避難訓練、防災マップ作成等の活動支援も行っています。

【対象者・要件】

自主防災組織及び自主防災組織の結成に関心のある団体

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
地域防災推進課	086-426-3131

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 自主防災組織	検索
--------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



3. 防犯・防災・交通安全について

○地域安全活動支援事業補助金

【概要】

安全で安心なまちづくりを進めることを目的とした地域安全活動（地域の安全パトロール、登下校時の見守り等）を行う団体に、物品購入費として補助金（上限10万円）を交付します。

※ただし、5年に1回。

【対象者・要件】

- (1) 規約等を定めて活動を行う自治会、PTA等の団体であること
- (2) 構成員が210名以上であること
- (3) 毎月1回以上継続的な活動を行うこと
- (4) 学校、防犯組合、警察等関係機関と連携が図られること
- (5) 特定の建物又は施設のみを対象として行う活動でないこと

【備考】

対象物品及び金額、個数に制限があります。また、規約や名簿、見積書等が必要です。必ず事前に生活安全課にご相談ください。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
生活安全課	086-426-3111

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 地域安全活動支援事業補助金 [検索](#)



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



3. 防犯・防災・交通安全について

○交通安全母の会・交通安全対策協議会

【概要】

交通安全を目的として各小学校区に交通安全母の会と交通安全対策協議会があります。会員には学区の交通安全啓発の推進、地区の交通安全運動への参加、活動に必要な会議に参加をお願いしています。

【対象者・要件】

各小学校区にお住まいの市民

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
(倉敷地区) 生活安全課交通安全係	086-426-3275
(児島地区) 児島支所総務課交通安全係	086-473-1111
(玉島・船穂地区) 玉島支所総務課交通安全係	086-522-8111
(水島地区) 水島支所総務課交通安全係	086-446-1131
(真備地区) 真備支所市民課庶務係	086-698-1111



3. 防犯・防災・交通安全について

○防犯カメラ設置助成事業補助金

【概要】

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、町内会等の住民団体が新たに設置する防犯カメラの費用に対し補助金を交付します。

【対象者・要件】

○補助対象団体

町内会や自治会などの住民団体

○対象となるカメラ

地域における犯罪防止の目的で、不特定多数の者が利用する道路、公園等を撮影するもの（県が策定した「防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用・管理が必要となります。）

○補助対象経費

新規で設置する防犯カメラの購入、設置工事等に要する経費（維持管理経費を除く）

※更新（買い替え）は対象外

○補助金額

補助対象経費の9／10以内、防犯カメラ1台当たり上限30万円以内、1団体に付き3台まで

○申請期間

令和7年5月1日（木）～10月31日（金）

※予算がなくなり次第終了

【備考】

必ず施工前に申請をしてください。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
生活安全課	086-426-3111

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 防犯カメラ設置	検索
---------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

4. 生活環境について

○地域防犯灯設置費補助金制度

【概要】

地域防犯灯とは、犯罪、交通事故等を未然に防止することを目的として、町内会等が自主的に維持管理する照明灯を指します。その地域防犯灯を新たに設置する場合、又は故障や老朽化により器具を取り替える場合に、その設置費用に対して市が補助金を交付します。

【対象者・要件】

○対象者

防犯組合、町内会、部落会、その他これらに類する地域団体の代表者

○補助金の限度額

18,000円／1灯（LED防犯灯への新設・更新）、同一補助対象者に対し、年間累計最大8灯まで

○防犯灯更新の要件について

- ・設置年数が1年を経過したもので、器具が故障し、点灯しないもの
- ・長年使用したもので、器具の腐食等により落下の危険性が高いもの
- ・グローブ（ランプを覆っているカバー）の劣化や変色等により防犯灯としての機能が低下したもの

※防犯灯更新の場合は、故障証明書（電気工事業者が調査し証明するもの）が必要

【備考】

- ・補助金は、事業年度内交付。予算範囲内のため、予算がなくなり次第受付を終了。
- ・器具の移設については補助金の対象外。また、自立柱設置の場合は、器具設置費のみ補助の対象で、柱は補助対象外。
- ・青色防犯灯、手元スイッチにより入切できる防犯灯及び人感センサー付防犯灯は、補助対象外。
- ・道路を照射していない防犯灯は補助対象外。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
道路管理課	086-426-3515
児島支所建設課	086-473-1116
玉島支所建設課	086-522-8115
水島支所建設課	086-446-1612
船穂支所建設係	086-552-5111
真備支所建設課	086-698-8108

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 地域防犯灯

検索



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

4. 生活環境について

○公園愛護会

【概要】

倉敷市内には維持管理を行っている公園が約1, 100箇所あります。

そのうち、約450箇所の公園で、近隣地域の町内会や老人会、有志の皆様等で「公園愛護会」を結成し、公園の清掃や除草作業、遊具の安全確認等、倉敷市と協働して公園の管理を行っていただいています。

【対象者・要件】

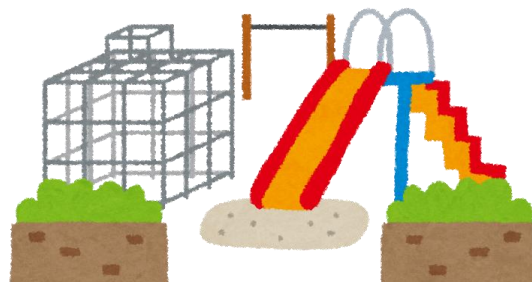
町内会や老人会、子ども会、婦人会など地域コミュニティ団体を中心とした構成員（複数名）

【備考】

個人で「公園愛護会」を設立することはできません。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
公園緑地課	086-426-3495
児島支所建設課	086-473-1116
玉島支所建設課	086-522-8115
水島支所建設課	086-446-1612
船穂支所建設係	086-552-5111
真備支所建設課	086-698-8108



4. 生活環境について

○用水管理組合

【概要】

倉敷市の所管する用排水路等の安全で快適な流水環境を保つため、農業土木委員及び当該用排水路周辺の住民によって用水管理組合を組織しています。用水管理組合は市と協働して用水路の清掃等、農業施設の維持管理を行っています。

【対象者・要件】

用水管理組合を設立する場合は、地区担当の農業土木委員を構成員に加えた上で、会長や会計、監査等の役員の選任や組合規約を定めて組織を構成し、市へ設立届を提出してください。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
耕地水路課	086-426-3441
児島支所産業課	086-473-1115
玉島支所産業課	086-522-8114
水島支所産業課	086-446-1113
庄支所産業建設係	086-462-1212
茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
船穂支所産業係	086-552-5110
真備支所産業課	086-698-8114

4. 生活環境について

○空家等対策

【概要】

管理不全の空家等について、適正管理の指導を行っています。

【備考】

所有者が分かっているものについては、直接所有者に話していただいた方が早期の対応が期待できます。

【問い合わせ先】 ※詳細は問い合わせ先にご確認ください。

空家等が下記の状態になっている場合は、次の担当課にご相談ください。

空家等の状態	部署名	電話番号
老朽化が著しい建物で倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある状態	建築指導課	086-426-3501
不特定者の侵入による火災を誘発するおそれのある状態	消防局予防課	086-426-1194
不特定者の侵入による犯罪を誘発するおそれのある状態	生活安全課	086-426-3111
敷地内の草木が著しく繁茂し、又は昆虫等が相当程度繁殖し、周囲の生活環境に害を及ぼすおそれがある状態	環境衛生課	086-426-3361
その他（空家等の状態がわからない場合、条例の問い合わせ等）	建築指導課	086-426-3501

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 空家等対策

検索



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



4. 生活環境について

○住宅の耐震診断・耐震改修（補助金）

【概要】

地震発生時における建築物の倒壊による被害を未然に防ぐため、耐震診断等の費用の一部を補助する制度を設けています。

現況診断	補強計画	耐震改修
診断費用9万円のうち 8万円	診断費用9万円のうち 8万円	補助率4／5 (上限額：115万円／戸)

※延床面積が200㎡を超える場合は、診断費用・補助額が加算されます。

【対象者・要件】

2階建て以下の木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工したもの）

※上記以外の建築物については、建築指導課までお問い合わせください。

【備考】

補助対象であることの確認等をするため、建築指導課へ事前に相談してください。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
建築指導課	086-426-3501

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 木造住宅 耐震診断	検索
-----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



4. 生活環境について

○危険なブロック塀の撤去（補助金）

【概要】

ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐため、費用の一部を補助する制度を設けています（危険なブロック塀を撤去するための見積額と基準額（9千円／m）のいずれか少ない額の2／3（上限額15万円））。

【対象者・要件】

対象道路に面する一定以上の高さの組積造の塀または補強コンクリートブロック造の塀
※詳しくは建築指導課までお問い合わせください。

【備考】

補助対象であることの確認等をするため、建築指導課へ事前に相談してください。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
建築指導課	086-426-3501

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > ブロック塀	検索
-------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



5. 環境衛生について

〇ごみステーション整備等補助金

【概要】

環境衛生の改善整備を図るため、倉敷市環境衛生改善組合が行うごみステーションの新設や修繕などに必要な経費に対し、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
ごみステーション整備	新たなごみステーションの設置や既存のごみステーションの大規模な修繕に係る経費	補助対象経費の3分の2 ※上限額25万円
ごみステーション整備 (その他の修繕)	既存のごみステーションの簡易な修繕に係る経費	補助対象経費から5万円を 差し引いた額の3分の2 ※上限額25万円
水道設備の新設	ごみステーション及びその 周辺の清掃に用いる給水装置の設置に係る経費	補助対象経費の3分の2 ※上限額15万円
共同清掃用器具の購入	共同清掃用器具の購入費	補助対象経費の2分の1 ※上限額5万円
共同防疫用噴霧器の購入	共同防疫用噴霧器の購入費	補助対象経費の3分の2 ※上限額15万円

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

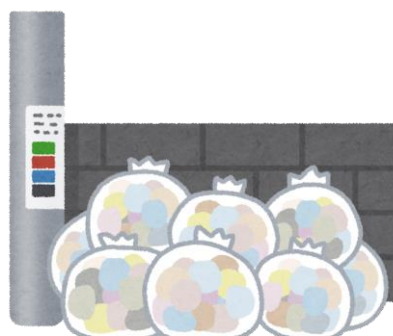
部署名	電話番号
環境衛生課	086-426-3361

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > ごみステーション 補助	検索
-------------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



5. 環境衛生について

○町内会の一斉清掃

【概要・問い合わせ先】

町内会や自治会単位での一斉清掃（地区清掃）により生じるごみ（土砂等・雑草のみ）の回収については、次の担当課にご相談ください。

部署名	電話番号
環境衛生課	086-426-3361
児島支所市民課環境衛生係	086-473-4546
玉島支所市民課環境衛生係	086-522-8120
水島支所市民課環境衛生係	086-446-1915
船穂支所市民税務係	086-552-5100
真備支所市民課環境係	086-698-1114

※清掃区域が限定される場合の担当課は以下のとおりです。

清掃区域	部署名	電話番号
農業用水路	耕地水路課	086-426-3441
	児島支所産業課	086-473-1115
	玉島支所産業課	086-522-8114
	水島支所産業課	086-446-1113
	庄支所産業建設係	086-462-1212
	茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
	船穂支所産業係	086-552-5110
	真備支所産業課	086-698-8114

清掃区域	部署名	電話番号
市道の道路側溝	道路管理課	086-426-3515
	児島支所建設課	086-473-1116
	玉島支所建設課	086-522-8115
	水島支所建設課	086-446-1612
	庄支所産業建設係	086-462-1212
	茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
	船穂支所建設係	086-552-5111
	真備支所建設課	086-698-8108

清掃区域	部署名	電話番号
公園	公園緑地課	086-426-3495
	児島支所建設課	086-473-1116
	玉島支所建設課	086-522-8115
	水島支所建設課	086-446-1612
	船穂支所建設係	086-552-5111
	真備支所建設課	086-698-8108

※その他の市が所有管理する土地については、担当する部署にお問い合わせください。

5. 環境衛生について

〇ごみ減量化協力団体報奨金

【概要】

倉敷市が推進するごみ減量化のため、家庭から出るごみの中から、自主的に資源回収を実施するPTA、子供会、町内会等の団体に対して報奨金を交付します。

【対象者・要件】

交付対象者：地域住民で構成する団体で、営利を目的としない団体であること。

対象品目：古紙類・繊維類・びん類・金属類・その他の有価物。

報奨金額：対象品目1キログラムについて6円。

申請時期：2月から8月までの実施分を9月1日から9月20日まで

9月から1月までの実施分を2月1日から2月20日まで

【備考】

報奨金の交付を受けようとする団体は所定の申請書を提出し、登録を受けなければなりません。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
資源循環推進課	086-426-3375

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > ごみ減量化 報奨金	検索
-----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

5. 環境衛生について

○アダプト・プログラム（ボランティア清掃）

【概要】

市民又は市民団体の方々が、ボランティアで市が管理する道路・水路・公園などの清掃美化活動を行う場合、ほうき・ごみ袋の支給やボランティア活動保険加入など、活動を支援します。

※アダプトとは英語で「養子縁組する」という意味で、公共の場所を家族のように愛着をもってお世話することをイメージしています。

【対象者・要件】

市が管理する道路・水路・公園などの清掃美化活動を行う市民又は市民団体。
1年に4回以上実施してください。

【備考】

申込みいただいた後、市と合意書を締結します。また、活動可能な場所か申込時に確認します。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
市民活動推進課	086-426-3107

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > アダプトプログラム	検索
-----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



6. 高齢者福祉について

○老人クラブ助成費補助金

【概要】

高齢者福祉の向上を図るため、市内の老人クラブに対して、補助金を交付します。

4月1日時点の会員数が40名以下：月額4,170円

4月1日時点の会員数が40名超：月額4,170円+（会員数－40名）×25円

【対象者・要件】

会員の年齢が、おおむね60歳以上で、活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する30人以上の会員で組織する老人クラブ。

【備考】

補助金の交付を受けた場合、年度末に実績報告が必要です。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
健康長寿課	086-426-3315
児島支所福祉課	086-473-1119
玉島支所福祉課	086-522-8118
水島支所福祉課	086-446-1114
真備支所真備保健福祉課	086-698-5113

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 老人クラブ

検索



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



6. 高齢者福祉について

○認知症に関する相談窓口

【概要】

認知症に関する地域の身近な相談窓口として、25か所の高齢者支援センターと3か所のサブセンターを設置し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が電話や訪問等による相談対応を行っています。

【対象者・要件】

倉敷市在住の高齢者及びその家族等。

【問い合わせ先】

倉敷市高齢者支援センター

区域（小学校区）	センター名	電話番号
倉敷東小、万寿小、万寿東小、菅生小の一部（青江、西岡、宮前、祐安）	倉敷中部	086-430-6703
倉敷西小、粒江小	倉敷南	086-420-1355
老松小、中洲小	老松・中洲	086-427-1191
大高小、葦高小、倉敷南小	大高	086-427-8811
中島小、西阿知小、連島北小の一部（旧霞丘小を除く）	倉敷西	086-466-3156
帯江小、豊洲小	帯江・豊洲	086-429-2714
中庄小	中庄	086-461-2357
茶屋町小、天城小	天城・茶屋町	086-428-1661
庄小の一部（上東、二子、山地、西尾、日畑、矢部、庄新町）	庄北	086-461-0085
庄小の一部（下庄、松島、栗坂）、菅生小の一部（浅原、西坂、生坂、三田）	倉敷北	086-463-7760
第四福田小、第五福田小、水島小	水島	086-446-6511
第一福田小、第二福田小、第三福田小	福田	086-455-5132
連島東小、旭丘小、連島神亀小、連島西浦小、連島南小、連島北小の一部（旧霞丘小に限る）	連島	086-444-3200
琴浦東小、琴浦北小、琴浦南小、琴浦西小の一部（児島上の町1～4丁目を除く）	琴浦	086-473-9001
児島小、緑丘小、琴浦西小の一部（児島上の町1～4丁目）	児島中部	086-473-0847
味野小、本荘小	児島西	086-472-0221
赤崎小	赤崎	086-472-2941

6. 高齢者福祉について

区域（小学校区）	センター名	電話番号
下津井東小、下津井西小	下津井	086-479-8271
郷内小、郷内尾原分校	郷内	086-470-2005
上成小、乙島小、乙島東小	玉島東	086-523-6235
玉島小、柏島小	玉島中部	086-523-5322
玉島南小、沙美小、南浦小	玉島南	086-528-3266
長尾小、富田小、穂井田小	玉島北	086-525-1339
船穂小、柳井原小	船穂	086-552-9005
川辺小、岡田小、菌小、二万小、 箭田小、呉妹小	真備	086-698-5999

倉敷市高齢者支援サブセンター

圏域	センター名	電話番号
浅原、西岡、宮前、青江、祐安	倉敷北部	086-462-0020
福田町福田、福田町浦田 （旭丘小学校区を除く）	福田	086-450-1188
連島町鶴新田	連島南	086-440-0708

【ホームページ】※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 高齢者支援センター一覧

検索



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

6. 高齢者福祉について

○安心おかえりシール交付事業

【概要】

認知症の高齢者等が外出後に行方不明になられた時に、できるだけ速やかに身元確認ができ、ご本人やご家族、介護者の方の負担の軽減を目的に安心おかえりシール交付事業を実施しています。QRコード付きシールを、認知症の方の衣服やかばん、帽子など、外から目につきやすい場所に貼り付けておくと、行方不明になったとしても、発見者がQRコードを携帯電話等で読み取ることで身元が分かり、家族等とインターネット上の伝言板で連絡が取れる仕組みです。

【対象者・要件】

倉敷市内に住所を有する在宅で生活されている方で、次のいずれかに該当する方。

- ①医師から認知症の診断を受け、行方不明になる恐れがある。
- ②認知症の疑いがあり、道に迷ったり家が分からなくなったりして、警察等に連絡又は保護されたことがある。

【備考】

事業を利用する場合には、所定の利用申請書の提出が必要です。利用申請書はホームページからダウンロードできます。QRコードを読み取った際に、名前等の個人情報は表示されません。

安心おかえりシール（見本）→



※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
健康長寿課地域包括ケア推進室	086-426-3417
児島支所福祉課	086-473-1119
玉島支所福祉課	086-522-8118
水島支所福祉課	086-446-1114
真備支所真備保健福祉課	086-698-5113

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 安心おかえりシール

検索



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

6. 高齢者福祉について

○認知症GPS端末購入費等補助金交付事業

【概要】

認知症の方の安全確保を図る等を目的に、GPS端末の購入等に係る経費の一部を助成します。交付にあたっては、GPS端末の購入前、レンタル開始前に事前相談が必要です。

【対象者・要件】

次の要件を全て満たす人。

- ①市内に住所を有する40歳以上で、在宅で生活をしている。
- ②認知症が原因で行方不明になったことがある、またはそのおそれがある。
- ③要支援・要介護認定または、医師から認知症の診断を受けている。
- ④介護保険料の滞納がない。

【備考】

補助金交付を希望する場合は、GPS端末の購入前、レンタル開始前に、事前に必要書類（申請書、GPSサービスの内容が分かる書類や見積等）の提出が必要。助成金は、購入費等のうち、対象経費として認めた合計額（上限1万円）。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
健康長寿課地域包括ケア推進室	086-426-3417

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 認知症GPS	検索
--------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



6. 高齢者福祉について

○認知症カフェ運営助成金

【概要】

認知症カフェ（認知症の人及びその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等ができる活動拠点）を運営する団体や個人に対して、運営費用を助成します（認知症カフェのスペースの賃貸料や茶葉代等の対象となる運営費用の2分の1を助成（上限50,000円））。

【対象者・要件】

10人以上活動できるスペースがあること、毎月1回以上開催すること等。

【備考】

助成金の交付を希望する場合は、認知症カフェを開催する日までに、申請書等の必要書類の提出が必要。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
健康長寿課地域包括ケア推進室	086-426-3417

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 認知症カフェ	検索
--------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



6. 高齢者福祉について

○認知症カフェ登録事業

【概要】

認知症カフェ（認知症の人及びその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等ができる活動拠点）の情報を市のホームページやチラシ等で広報します。また、市から研修や交流会の案内を送付します。

【対象者・要件】

年に数回以上実施していること等。

【備考】

倉敷市認知症カフェ運営助成金の交付を受ける認知症カフェは、登録も同時に行いますのでこちらの申請は不要です。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
健康長寿課地域包括ケア推進室	086-426-3417

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 認知症カフェ	検索
--------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

6. 高齢者福祉について

○認知症サポーター養成講座

【概要】

認知症の方やそのご家族が、安心して暮らせるまちづくりのために、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る地域の“応援者”となる「認知症サポーター」の養成を高齢者支援センター等と連携し推進しています。

認知症サポーター養成講座を受講したい場合は、お住まいの圏域を担当する高齢者支援センターや健康長寿課地域包括ケア推進室までご相談ください。

【対象者・要件】

市内在住、通勤・通学されている人で構成されるグループ。

【備考】

費用は無料、講座は約2時間です。講座修了者には、認知症サポーターの証、サポーターカードを交付します。お1人から参加可能な公開講座の情報は、ホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
健康長寿課地域包括ケア推進室	086-426-3417

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 認知症サポーター	検索
----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



倉敷市認知症サポーター犬
笑（えみ）ちゃん

7. その他

○「広報くらしき」の配布

【概要】

「広報くらしき」は、自治会や町内会をはじめ、地域のグループ等の4世帯以上の組織を単位として、その代表者の「配布地区責任者」を通じて各世帯にお配りしています。なお、配布実績（1部当たり15円）に応じて、毎年度3月上旬に、配布地区責任者が指定した口座に配布手数料をお支払いします。また、市では、「広報くらしき」をホームページやスマートフォン用アプリで公開し、LINEや市公式アプリで発行をお知らせしている他、令和7年5月号からスマートフォンでも読みやすい「Web版広報くらしき」をスタートしますので、ぜひご利用ください。

※配布の流れ

- ①毎月25日～28日（12月・2月は22日～25日）に、配送業者から配布地区責任者に必要部数をお届け。
- ②配布地区責任者が毎月1日までに各世帯に配布。

【対象者・要件】

- ・自治会や町内会をはじめ、地域のグループなどの4世帯以上の組織。
- ・4世帯以上であれば、近隣の世帯やマンション・アパート・コーポ等でも登録していただけます。

【備考】

- ・配布地区責任者になっていただく方には、住所・氏名・電話番号・必要部数・配布手数料の振込先を登録するための就任承諾書（ハガキ形式）をご提出いただきます。
- ・毎年度2月末ごろに、その年度の配布手数料の振り込みのご案内と、次年度の配布地区責任者を連絡していただくための返信用の就任承諾書（ハガキ形式）を併せて送付します。
- ・配布地区責任者の決め方や任期、お配りいただく範囲等については、それぞれの組織のルールや世帯の加入・脱退管理等の関係上、市では管理せず、組織の実情に合わせて対応していただいています。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
くらしき情報発信課	086-426-3061

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 広報くらしきの配布	検索
-----------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます

7. その他

○行政相談委員（行政相談）

【概要】

行政相談委員とは、総務大臣から委嘱された民間の方で、全市町村で1名以上配置されています。倉敷市では各地区（倉敷・児島・玉島・水島・庄・茶屋町・真備・船穂）に配置された委員が定例相談会を開設しており、地域の皆さんからの国や特殊法人等に対する意見・要望・苦情・相談等を委員が聞き、助言や関係機関への改善の申し入れ等を行っています。毎月の日程はホームページをご覧ください。

【備考】

お急ぎの場合、岡山行政監視行政相談センターでも相談を受け付けています。

※行政苦情110番：0570-090110

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
生活安全課	086-426-3111

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 行政相談	検索
------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



7. その他

○弁護士による一般法律相談

【概要】

離婚、相続、土地家屋・職場や近隣トラブル、金銭貸借など法的な問題について、弁護士による一般法律相談（予約制）を実施しています（相談料は無料）。相談日時は、広報くらしき（相談のページ）またはホームページをご覧ください。

【対象者・要件】

- ・1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1人1回（30分間）、倉敷市民に限ります。
- ・町内会からの相談も、個人の相談として、1年度に1人1回となります。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
生活安全課	086-426-3111

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 一般法律相談	検索
--------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



7. その他

○固定資産税・都市計画税の減免

【概要】

町内会・自治会が次の用に供する土地又は家屋について、当該年度分の税額のうち、減免申請があった日以後に納期限の到来する税額について免除します。

- ①遊園地、運動場、広場、ゲートボール場、又はグラウンドゴルフ場（面積・設備の要件あり）
- ②集会所、公民館、会館、公会堂、集会施設専用駐車場、公園、緑地、倉庫及びごみ収集の用に供するもの

【対象者・要件】

- ・一定の地域内で不特定多数の者により組織された町内会、自治会等が所有し、あるいはこれらの者が無償で提供を受けたものであること。
- ・町内会、自治会等が所有する場合は、継続使用期間が5年以上のものであること。
- ・町内会、自治会等が無償提供を受けている場合は、自ら管理、運営し、無償契約期間が5年以上等の誓約がなされたものであること。

【備考】

申請にあたり、減免申請書、町内会・自治会の名簿・規約等が必要になります。無償貸借の場合には使用貸借契約書、誓約書等も必要になります。詳しい要件については、事前に資産税課へご相談ください。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

部署名	電話番号
(土地について) 資産税課土地係	086-426-3195
(家屋について) 資産税課家屋係	086-426-3197

7. その他

○出前講座

【概要】

市民の皆様へ自主的な学習活動の場を提供するとともに、市政に関する理解を深めていただくために、市職員が地域に出向いて行うものです。

【対象者・要件】

申し込みができるのは、市内在住、通勤・通学されている人で構成され、講座当日概ね10人以上の参加が見込まれる団体です。開催時間は原則として、平日（または講座担当課の業務日）の午前9時から午後5時までの2時間以内でお願いします。なお、開催場所は市内に限ります（会場は依頼者が確保してください）。

【備考】

○料金

講師派遣料は無料です。ただし、講座によっては必要な材料等の費用負担をお願いすることがあります。

○申込み方法

出前講座を受講しようとする、おおよそ1か月前までに、講座担当課と開催日時・内容等の打ち合わせをしてください。日時・場所が決まりましたら、出前講座申込書を講座担当課に提出してください（提出は郵送・FAX・電子メール・持参の方法があります）。

○注意事項

出前講座は、市政に対する苦情・要望を行う場ではありません。また、公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害する恐れがあるとき、政治・宗教または営利を目的とした催しもの等を行う恐れがあるときは、講師の派遣はできません。

【問い合わせ先】 ※申請に必要な書類や詳細は問い合わせ先にご確認ください。

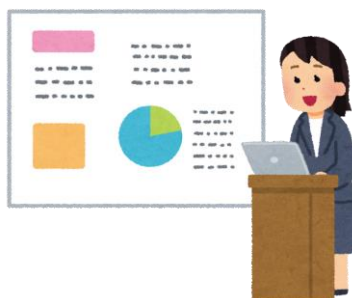
部署名	電話番号
生涯学習課	086-426-3845

【ホームページ】 ※下記キーワードで検索してください。

倉敷市ホームページ > 出前講座	検索
------------------	----



※スマホで読み取って
詳細を確認できます



～ おわりに ～

近年、少子高齢化の進展や単身や共働き世帯の増加によるライフスタイル・価値観の多様化により、町内会・自治会（以下「町内会等」という。）の活動の担い手不足や、地域コミュニティの維持が課題となってきたと言われています。

その一方で、町内会等の皆様は、防災や防犯、交通安全や地域福祉など、地域にとって欠かせない様々な役割を担っておられます。こうした活動は、今後ますます重要性を増していくことが予想されており、地域における支え合いの仕組みをいかに継続・発展させていくかが問われています。

そういった中で、今回、町内会等の方々のご負担を少しでも軽減できればと考え、市の担当窓口を分かりやすくまとめた冊子を作成いたしました。本冊子が、町内会等の活動に携わる方々の一助となりましたら幸いです。

なお、本冊子につきましては、内容を定期的に見直し、その都度内容の追加、修正、充実を図ってまいります。お気づきの点がございましたら、お知らせいただきますようお願い申し上げます。

倉敷市町内会等相談窓口ガイド

発行年月 令和7年6月

発行編集 倉敷市市民活動推進課

〒710-0833 倉敷市西中新田620番地1

TEL (086) 426-3107

FAX (086) 434-3491

E-mail collabo@city.kurashiki.okayama.jp